住宅宿泊管理業者 各位

九州地方整備局建政部建設産業課

新型コロナウイルス関連肺炎の発生に係る協力依頼について (追加依頼 4 通目)

日頃から国土交通行政の推進に格別の御協力を賜り、お礼申し上げます。

国内における新たな患者発生を予防するなどの必要があるため、住宅宿泊事業者との管理受託 契約をしている住宅宿泊管理業者におかれましては、先般の協力依頼と併せて下記について御対 応いただきますようお願いします。

記

- 1. 厚生労働省の通知【別紙1】の内容を参照し、同様の対応を取ること。
- 2. 住宅宿泊事業者にも1. と同様の通知がされているため、その内容について適切に住宅宿泊事業者との情報共有を図ること。
- 3. 厚生労働省が「新型コロナウイルスを防ぐには」【別紙2】を作成し、国民に「咳エチケット」や「発熱等の風邪の症状がみられるときは、学校や会社を休む」等を呼びかけているため、内容を参照した上で従業員等に共有し、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めること。
- 4. 再委託を行っている場合、再委託先にもこの通知の内容について周知をすること。

(参考)

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ (新型コロナウイルス感染症の対応について)

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel coronavirus.html

【担当】

九州地方整備局 建政部 建設産業課 TEL 092-471-6331 (内線6157) FAX 092-476-3511

事 務 連 絡 令和2年2月14日

都 道 府 県 各 保健所設置市 衛生主管部局 御中 特 別 区

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応について

標記について、令和2年2月5日付け健感発0205第1号・薬生衛発0205第1号厚生労働省健康局結核感染症課長及び医薬・生活衛生局生活衛生課長通知(以下「通知」という。)によりご対応いただいているところであるが、今般の諸外国での感染者の発生状況等に鑑み、新型コロナウイルス感染症の流行地域について下記のとおり変更することとしたので、御了知の上、関係者への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

引き続き、感染症対策担当部局と連携し、宿泊施設に必要な情報が提供されるよう 努められたい。

なお、令和2年2月13日当課事務連絡は廃止する。

記

- 1 通知の「1 営業者が日頃留意すべき事項」の(6)中「中華人民共和国湖北省」 を「中華人民共和国湖北省又は浙江省」とする。
- 2 通知の「2 新型コロナウイルスへの感染が疑われる宿泊者が発生した場合」 の(1)中「中華人民共和国湖北省」を「中華人民共和国湖北省又は浙江省」とする。

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

せき

ウイルス性の風邪の一種です。**発熱やのどの痛み、咳が長引くこと(1週間** けんないがん **前後)が多く、強いだるさ(倦怠感)を訴える方が多いことが特徴**です。 感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日(多くは5日から6日)といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染

感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つばなど)と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触った ものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能 性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、 より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている (解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、 専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介しています。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。 詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html

-般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについて は、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル) 受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

<都道府県の連絡	各欄>		